

公開シンポジウム

京町家新条例の適切な運用を考える

－ 町家をこれ以上壊さないために －

「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」(京町家条例)が2017年11月に制定され、2018年には運用されます。報道などでは、個別指定に関する補助金や、取り壊しに際する罰金などが取り上げられており、誤解も生じているようです。この条例の本質は、私たちが要望書を提出したときから一貫して主張している通り、これまで個人の力でもちこたえてきた町家の価値観を市民で共有し、地域のよりどころとして、よい形で生き続けることです。京町家をこれ以上壊さないためには、京町家を受け継いでいく人々に適切に橋渡しし、今後の町家と生活を担っていけるような仕組みづくりが必要です。そのためには、民間や市民団体でできることを明確にし、行政が見守る仕組みが必要です。

今回のシンポジウムは、2016年6月と2017年9月のシンポジウムに続き、新条例が目指していることを再確認し、新条例の実現に向けて本来の目的と意義を市民のみならずと共有していきます。具体的な課題を整理し、次のステップへ向かっていくために、民間業者、市民活動、行政それぞれの役割を議論し、運用や仕組みを充実させていきます。

パネルディスカッション終了後には、京町家ネットの関係者が改修や活用など京町家に関するご相談をなんでも受け付けます。京町家の所有者、地域のまちづくり関係者のみなさんもお気軽にお越しください。より住みやすい地域にしていくためのまちづくりにつなげられるように、みなさんと一緒に考える機会にしたいと、多くの参加をお待ちしております。

日時 2018年6月16日(土) 14時～17時30分

場所 京都文化博物館 別館ホール

〒604-8183 京都市中京区三条高倉

京都市営地下鉄烏丸御池駅下車、5番出口から徒歩3分

(<http://www.bunpaku.or.jp/info/access/>)

パネルディスカッションなど登壇予定(五十音順)

デービッド・アトキンソン (京町家友の会会長、小西美術工芸社)

小島 富佐江 (京町家再生研究会理事長)

鈴木 章一郎 (京都市都市計画局長)

高田 光雄 (京都市京町家保全・活用委員会会長、京都美術工芸大学教授)

西村 孝平 (株式会社八清、京町家情報センター)

宗田 好史 (京都府立大学教授、京町家再生研究会副理事長)

定員 100名 参加無料

お申込み・お問合せ(事前にメール、ファックスから、お名前・ご所属(任意)を明記し、お申込みください)

Email ; saisei@kyomachiya.net Fax ; 075-231-0727

特定非営利活動法人 京町家再生研究会 事務局

〒604-8214 京都市中京区新町通錦小路上る百足屋町 384

Tel; 075-221-3340

Homepage ; www.kyomachiya.net



主催 京町家再生研究会

共催 京町家情報センター 京町家作事組 京町家友の会